

『メール119』



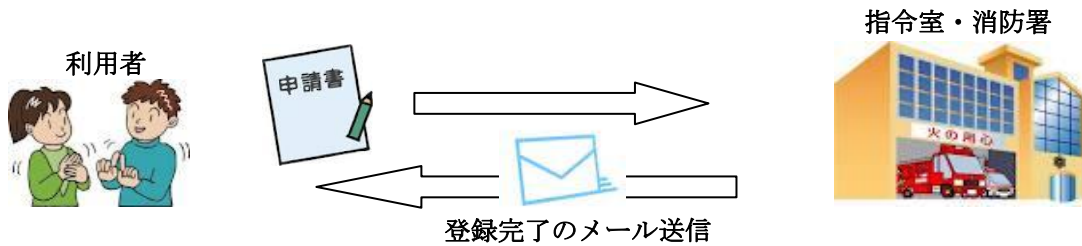
ご利用案内



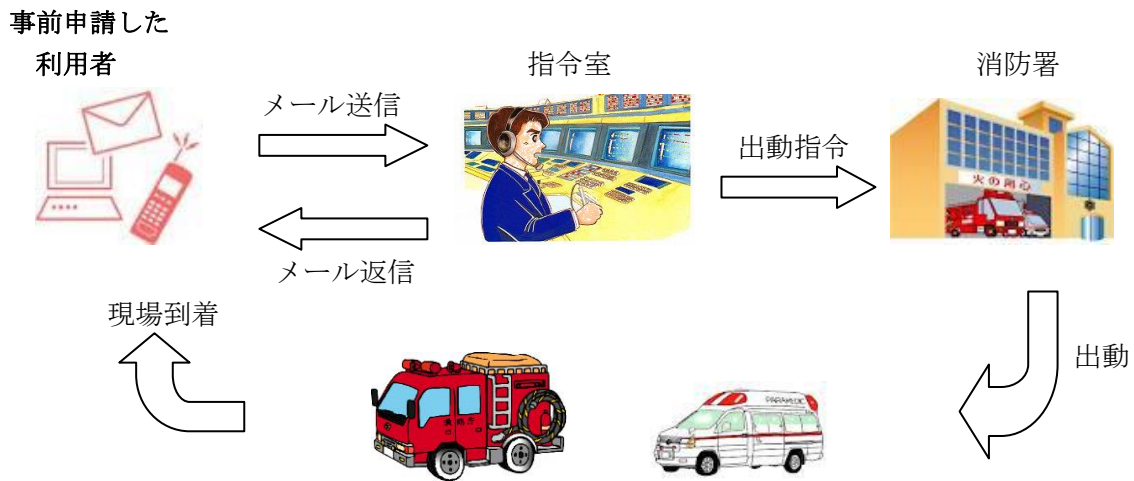
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

「メール119」の仕組み

事前申請による登録



救急車・消防車の要請



通報の記入例

救急の場合

送信メール作成	
件名	救急
本文	救急 八戸市〇〇三丁目3-9 〇〇アパート3号「〇〇」宅 39歳の男性が 急に倒れ意識がない △△スーパー〇〇店の向い 消防しょうこ 35歳 女

火災の場合

送信メール作成	
件名	火災
本文	火災 八戸市〇〇三丁目3-9 〇〇アパート3号「〇〇」宅 2階建てアパートの1階から 煙が出ています 逃げ遅れが1名います △△スーパー〇〇店の向い

※通報例は、ほんの一例です。

※発生場所（要請場所）は詳しく記入してください。外出先の場合は、建物名、ビルの〇階その場所の目標となる建物など分かりやすく入力してください。

より安全に！より安心に！ の一役を担います「メール119」

八戸広域消防では、電子メールによる119番通報の受付『メール119』を平成24年(2012年)3月9日から行っております。

本システムの登録をご希望される方は、この利用案内を必ずご覧になったうえで登録をお願いいたします。

1 『メール119』って何？

従来の電話での対話形式による通報が困難な方が、携帯電話機、パソコン等の電子メールにより、救急車や消防車の要請ができるシステムです。

2 どんな人が利用できる？



事前に登録をされたアドレス（以下「登録アドレス」という）に限り利用できる「登録制」とさせていただきます。事前に登録をされていないアドレスからは、通報することができません。

なお、登録は八戸市、三戸郡の町村及びおいらせ町に居住する方、または、同地区に通勤・通学している方に限らせていただきます。

3 登録方法は？

登録するには、「申請による登録」に限らせていただきます。申請書は八戸広域消防のホームページからダウンロードするか、市町村役場、ろうあ協会及び最寄りの消防署で配布しております。申請書に必要事

項を記入し、申請書に記載している宛て先に郵送、または直接最寄りの消防署へ届けてください。

4 どのように通報するの？



実際に利用するには、次の事項を、**必ず入力**してください。

- ①**救急**、または、**火災**
- ②**発生場所**（住所、番地 アパートであればアパート名、号室まで）
玄関の鍵がかかっているので、破壊して入ってきてください。
- ③**現在の状況**（どこが痛い・何が燃えている）
- ④**発生場所近くの目標物**（可能であれば入力してください）
- ⑤**あなたの氏名、年齢、性別**

※あらかじめ、入力できる事項は、事前に入力し、保存しておくことをお勧めします。

5 通報できる時間は？

119番と同様に24時間いつでも通報を受付けております。

6 どこにメールが届くの？

八戸地域広域市町村圏事務組合の消防指令センター（119番通報を受信する場所）で受信し、直近の救急車・消防車に出動指令を出します。その後、救急車・消防車を向かわせた旨のメールを、通報者に返信します。数分して返信が届かない場合は、あなたの通報が消防指令センターに届いてないことが考えられます。再送信するか、他の方法で通報してください。

7 ご利用にあたっての注意事項！

- (1) 八戸市、三戸郡の町村及びおいらせ町への救急車や消防車の要請に限り利用することができます。
- (2) インターネットを使用する電子メール機能で、192文字以上を送信できるメール契約が必要となります。インターネットに接続しない簡易メールでは利用できません。
- (3) 登録アドレスに限り通報が可能です。事前に登録していないアドレスからの通報はできません。
- (4) 迷惑メール、未承諾広告メールの受信防止を含め、**メール着信拒否設定**をされている方は、登録前に設定を**解除**してください。
- (5) 一般のメールサービスを利用しますので、メールの遅延や消失してしまふことがあります。消防から「救急車が向かいました」などの返信メールがない場合は、通報メールが届いていない可能性がありますので、他の手段により通報してください。
- (6) メールには日本語を用い、外国語や絵文字などは使用しないでください。また、画像の添付やその他特別なアプリケーションソフトには対応していませんので、使用しないでください。
- (7) 通報や登録にかかる通信利用料、プロバイダ利用料等は、利用者負担となります。
- (8) 登録情報に虚偽が発見された場合や、明らかな迷惑メールと判断されるメールがメール119に着信した場合、登録を抹消します。
- (9) 定期的に登録アドレスに消防情報メールを送信し、アドレスの有効性を確認します。メールが受信されない場合は、アドレスが存

在しないものと判断し登録を抹消しますので、住所、アドレス等の登録内容に変更が生じたら、速やかに登録内容の変更処理をしてください。

(10) 緊急時の通報以外の通報試験、通報の練習、お問い合わせ等には使用しないでください。



お問い合わせ先

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 指令救急課

〒031-0011 八戸市田向五丁目1番1号

電話番号 0178-44-2135

FAX 番号 0178-46-1171

ホームページアドレス <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/koiki/>